

徳島県個人情報保護審査会答申第79号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年1月13日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○. ○日に私が県知事（目安箱）にメールした経緯経過が分かる書類（監察課）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年1月27日、実施機関は、「あなたからのメールは届いておらず、当該保有個人情報を取得または作成していないので、保有していない」ことを理由とし、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年1月30日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年6月27日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

県に送信した時の控えをコピーし保管できたものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) とくしま目安箱（以下「目安箱」という。）は、県民の皆様から提言等を募り、これを県の施策や事業に積極的に反映していくことを目的に設置している。
目安箱は、徳島県ホームページの「県民からの提言」から、「目安箱入力フォーム」に、名前、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、タイトル、御意見等の必要事項を入力し、送信することにより、県に意見等が届くものである。
- (2) 徳島県ホームページから目安箱へ意見等を送付する方法は次のとおりである。
 - ① 「目安箱入力フォーム」に必要事項を入力し、「入力内容を確認する」というボタンをクリックする。
 - ② 「この内容で送信してよろしいですか？なお、画面に表示されている以下の内容は、送信後、保存されません。印刷して保管しておいてください。」という文とともに入力した内容が表示され、その下に「送信する」「入力内容を修正する」というボタンが表示される。
 - ③ 「送信する」ボタンをクリックし、「投稿ありがとうございました！」という画面になる。
 - ④ 投稿者が意見等を送信した後に、受け付けたことを投稿者のメールアドレスに自動的に送信するような機能はない。
- (3) 審査請求人は、県に送信した時の控えをコピーし保管できたから、無いとする本件処分は可笑しいと主張する。
審査請求人のいう県に送信した時の控えとは、上記(2)②の画面をコピーしたものと考えられるが、②の画面が表示されている段階ではまだ目安箱への送信は完了しておらず、「送信する」ボタンをクリックして初めて目安箱に意見等が送信されるものである。
- (4) 目安箱への投稿状況を確認するシステム画面では、投稿を受信した順番に並んでいるため見落とすことはなく、担当者が投稿内容を削除することはできない。
再度、投稿状況を確認したが、平成〇年〇月〇日に、目安箱に、審査請求人からの意見等は届いていない。
- (5) 以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号の規定に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に審査請求人が目安箱にメール（投稿）した内容について経緯経過が分かる書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人がコピーし保管できたと主張する「県に送信した時の控え」とは、前記「第4 実施機関の説明要旨」の(2)②の画面をコピーしたものと考えられるが、②の画面が表示されている段階ではまだ目安箱への送信は完了しておらず、「送信する」ボタンをクリックして初めて目安箱に意見等が送信されるとのことである。また、投稿者が意見等を送信した後に、受け付けたことを投稿者のメールアドレスに自動的に送信するような機能はないとのことである。

イ 実施機関が目安箱への投稿状況を確認するシステム画面では、投稿を受信した順番に並んでいるため見落とすことはなく、担当者が投稿内容を削除することはできないとのことであり、再度、投稿状況を確認したが、平成〇年〇月〇日に、目安箱に、審査請求人からの意見等は届いていないとのことである。

ウ 審査請求人が、開示請求書に添付した資料によると、目安箱に送信するための入力を行っていたことは窺われるが、送信した事実については明らかとはいえない。

エ 以上により、平成〇年〇月〇日に、目安箱に、審査請求人からの意見等は届いていないとする実施機関の説明は不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、本件請求にかかる個人情報を保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 6月27日	諮 問
平成30年10月 3日	審 議（第104回審査会）
11月15日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議

	(第105回審査会)
12月12日	審 議 (第106回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
大 道 晋	弁護士	平成30年10月31日まで
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者 平成30年11月1日から
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長